

業務指示書（小規模）

ミャンマー国マラリア対策機材整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健医療分野の機材整備に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/感染症対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：感染症対策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ミャンマー及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：機材計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ミャンマー 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.107 円 , US\$1 = 104.71 円 , EUR1 = 143.300 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/感染症対策
機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.68 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月21日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (9)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (4)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (9)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国マラリア対策機材整備計画準備調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 10.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 3.00 | |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制) | 5.00 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (35.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 業務主任/感染症対策 | (35.00) | (14.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 14.00 | 6.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 1.80 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 1.80 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 7.00 | 2.60 |
| オ) その他学位、資格等 | 5.00 | 1.80 |
| ②副業務主任者 | (-) | (14.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 6.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.80 |
| ク) 語学力 | - | 1.80 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.60 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 1.80 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (7.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 7.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画 | (25.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | |
| ウ) 語学力 | 5.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 5.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマーは、インドシナ半島の西側に位置しており、5カ国（タイ、ラオス、インド、バングラデシュ、中国）と国境を接し、国土面積67.7万平方キロメートル（日本の約1.8倍）、人口は約5,280万人（2012年）である。ビルマ時代までは東南アジア有数の経済大国であったが、1962年以降の社会主義体制のもと、外貨準備の枯渇や対外債務の累積などの問題を引き起こし、1987年には国連より後発開発途上国（LLDC）の認定を受けるまでに至っている。その後、90年代半ばに一旦高い経済成長率を達成したものの、97年のアジア通貨危機以降、その成長は鈍化し、硬直的な経済構造、インフラの未整備、外国投資の低迷など、多くの制約を抱えている。一人当たりのGDPは公表されていないが、IMFのWorld Economic Outlook Databaseによると868.09米ドル（2012年）と推定されており、人間開発指数（HDI）は、対象国186カ国のうち149位（0.498）となっている。

保健医療事情も芳しい状態ではなく、妊産婦死亡率は250（出生10万人対）、5歳未満児死亡率62（出生1,000人対、195カ国中47位）である（出典：UNICEF、2012）。死亡原因では、感染症・寄生虫症（26.7%）が最も多く、その中でもHIV/エイズ、結核、マラリアが患者数、死亡数の上位を占め、国民にとって大きな脅威である（出典：政府統計、2008年）。国民の約7割はマラリアが蔓延する地帯に暮らし、2011年のマラリア推定死亡者数は、東南アジア地域の中でインド（753）、ミャンマー（581）、インドネシア（388）と、インドに次いで2番目に高い値を示している（World Malaria Report 2013）。さらには東部ミャンマーで確認されているアルテミシニン耐性マラリアは、ミャンマーやメコン地域のみならず世界的な課題となっている。

この状況に対してミャンマー政府は、2012年に「国家マラリア対策戦略計画（2010-2015）」を改訂し、殺虫剤処理蚊帳の配布拡大による予防対策の促進や患者の早期発見、診断とマラリアの特効薬であるアルテミシニン誘導体多剤併用療法を基盤とした適切な治療、それらを支える対策マネジメント能力強化、住民のエンパワメントなどを促進し、国際機関やドナー間のパートナーシップ強化を図っている。これらの活動により患者の早期発見は強化され、マラリアの確定診断・治療件数が激増した結果、マラリア関連死亡は減少傾向にある。しかし保健医療に関する予算の割合はGDPの2.0%であり、公的な医療サービスが不足している状況に変化はない。更には総保健支出の約80%を国民自身が負担しているため、遠隔地や少数民族の居住地域、貧困層には公的な保健サービスが届いておらず、実際のマラリア患者数はミャンマー政府による統計より

も多いと推計されている。

アルテミシニン耐性熱帯熱マラリアは、マラリア対策の対象地域の拡大、広範囲に移動する移動労働者への対処などの取り組みにより、その感染自体を阻止する必要がある。世界基金、USAID なども支援を行っているが、依然として耐性マラリアの封じ込めには至っていない。

このような背景のもとミャンマー政府は、マラリア流行地である中部のバゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区におけるマラリア罹患・死亡の減少を目的として、国家マラリア対策プログラムによる対策推進に必要な資機材の整備について、我が国に無償資金協力を要請したものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

マラリアによるバゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区の死亡者・罹患者が減少する。

(2) プロジェクト目標

バゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区と国家昆虫媒介性疾病対策室（以下「VBDC」）のマラリア対策が向上する。

(3) プロジェクトの成果

バゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区におけるマラリア対策に必要な医薬品、資機材が整備される。

(4) プロジェクトの概要：

① 我が国への要請内容（予定）：「マラリア対策計画（仮）」

イ) 国家マラリア対策の技術向上に資する機材

モニタリング用機材、車両、オートバイ等

ロ) 国家マラリア対策用機材：マラリア早期診断・治療に用いる機材

迅速診断テスト、顕微鏡、染色機材（ギムザ、スライド機材）

ハ) 抗マラリア剤

アルテミシニン複合療法剤（ACT）：コアルテム、クロロキン、プリマキン、パラセタモール等

ニ) マラリア感染予防に用いられる機材

殺虫剤処理蚊帳、家屋内残留噴霧用殺虫剤、殺虫剤散布用機材等

② 相手国側投入計画：

イ) 機材の配布、監督、モニタリング、報告書作成に係る人員配置

ロ) 人件費、運搬費等の予算措置

ハ) 調達機材の保管に必要な倉庫

ニ) 免税措置

③活動計画:

イ) 住民に対する啓発活動

ロ) 監督、モニタリング、報告書作成

(5) 対象地域 (サイト):

① 首都ネピドー (保健省保健局、疾病対策課・国家昆虫媒介性疾病対策室 (VBDC))

② VBDC ヤンゴン事務所

③ マラリア対象地域 (バゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区)

(6) 受益者

① 直接受益者: バゴー管区、マグウェイ管区、ヤンゴン管区、マンダレー管区のマラリア流行地域のマラリア罹患者 (年間 6.5 万人)

② 間接受益者: 上記地域の居住者 (1,673 万人) 及び移動労働者

(7) 関係官庁・機関

① 責任機関: ミャンマー保健省保健局

② 実施機関: ミャンマー保健省保健局・疾病対策課・国家昆虫媒介性疾病対策室

(8) その他

① 我が国の援助活動

イ) 無償資金協力 (ユニセフを通じた無償資金協力) 「母子保健サービス改善計画」 (1998-2007 年度)

母子の健康のための、ワクチン (破傷風、麻疹等) およびワクチン接種のための各種機材、抗マラリア剤、HIV/AIDS 対策関連機材の供与に対するユニセフへの拠出金。E/N 限度額は、第 1 次 (1998 年度) 2.04 億円、第 2 次 (1999 年度) 5.97 億円、第 3 次 (2000 年度) 6.73 億円、第 4 次 (2002 年度) 6.09 億円、第 5 次 (2003 年度) 6.62 億円、第 6 次 (2005 年度) 4.24 億円、第 7 次 (2006 年度) 3.10 億円、第 8 次 (2007 年度) 2.04 億円。

ロ) 無償資金協力「マラリア対策計画」 (2008 年度)

マラリア流行地である中部のバゴー管区、マグウェイ管区、および南西

部のラカイン州において、マラリア対策に必要となるマラリア治療薬、迅速診断キット（25テスト/キット：27,866）、抗マラリア薬（12,392）等の医薬品や蚊帳（269,169）、殺虫剤（25kg/ドラム：60）等を整備するもの。E/N限度額は、2008年度3.46億円。

- ハ) 技術協力プロジェクト「主要感染症対策」（2005-2011年度）
結核・HIV/AIDS・マラリアの3疾患対策について、各疾患の国家プログラムの機能強化とパイロットエリアにおける対策の実施を行う技術協力プロジェクト。総事業費13.23億円。
- ニ) 技術協力プロジェクト「主要感染症対策フェーズ2」（2011-2014年度）
HIV/エイズ、結核、マラリアを対象とし、国家プログラムに関わる行政・医療スタッフの技術力、運営能力の向上を通して各疾患対策を強化し、将来的に罹患率・死亡率を低下させること。事前評価額5.74億円。

② 他ドナー等の援助活動

当該セクターでは、GFATM、3MDGF、WHO、DFID、ADB、Save the Children、USAID、等による複数の財政支援型協力及びプロジェクトが実施されており、主なドナーは以下の通り。

イ) GFATM

2014-2016年の3年間で72百万ドルが承認済み。支援の内容は、マラリア対策機材（蚊帳、検査キット、抗マラリア薬、モニタリング機材等）の調達および研修、活動資金、モニタリング評価予算、またアルテミシニン耐性封じ込めのためのメコン地域（5か国）追加基金（100百万ドル）のうち、ミャンマーに対して2014-2016年の3年間で40百万ドルが配賦される見込み。

ロ) WHO

結核対策、マラリア対策における技術的な支援。医薬品や蚊帳等の財政的な支援は限定的であり、金額は公表されていない。

ハ) その他

3MDGF：2016年まで13.2百万ドル（Proposal bases）、USAID：6.5百万ドル/年

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目

的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から要請のあった「マラリア対策機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がミャンマー側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

要請機材リストに関する調達の必要性・妥当性の検証等に当たっては、当機構が過去に実施した事業、または現在実施している事業の報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避けると共に、タウンシップレベル以下の実施体制を含む現況を調べるなど教訓を生かすこと。

(4) 他ドナーによるプロジェクトとの整合性の確保

他ドナーによるプロジェクトの進捗、今後の予定について確認し、本計画との整合性を確保する。

(5) 現地踏査の範囲について

サイト調査においては、ミャンマーから発行される国内移動許可に基づき、対象管区のタウンシップ等を可能な限り踏査する。

(6) 技術協力プロジェクト等との連携

本案件の供与機材に関し、現在実施中の技術協力プロジェクト「主要感染症対策フェーズ2」等、他スキームとの連携の可能性を確認する。

(7) 機材仕様書の作成に必要な現況の確認

医薬品については、ミャンマー保健省が推奨しているものや、国際機関経由のみでの調達となるものなどを精査しつつ、入札に対応できる機材仕様書が作成可能なレベルまでの確認を行う。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- ① ミャンマーにおける保健開発計画に係る上位計画（国家マラリア対策戦略計画（2010-2015）等を含む）を確認する。
- ② ミャンマーの保健セクターの現状と課題（一般概況、医療行政、医療サービス体制等）を調査し、保健開発計画の中でのマラリア対策計画の位置づけ・現況を踏まえた重要性等を確認する。
- ③ 本プロジェクトの要請の経緯と内容を確認する。
- ④ 過去の類似案件及び他ドナー・機関の進捗状況、今後の計画・予定を確認

する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省保健局、疾病対策課・国家昆虫媒介性疾病対策室（VBDC）および各対象管区等の組織・権限・人員構成、既存施設・機材や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。

(5) サイト状況調査

各対象地域の自然環境条件、社会経済条件等、グローバルイシュー等を確認する。

(6) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件、社会経済条件や現地調達事情、調達後の活動や運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて資機材の調達基準を設定する。

② 基本計画（資機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画（資機材の必要量、仕様、調達方針、実施工程等）を検討する。なお、無償資金協力の実施に支障が生じないように、必要に応じて調達上の留意事項、調達・配布計画や運用指導計画等を検討し、最適案を提案する。

③ 調達計画

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達、配布監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 運営指導等計画
- ・ ソフトコンポーネント計画
- ・ 実施工程

(7) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（詳細配布計画の策定、配布結果のモニタリング等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のミャンマー政府の免税措置を整理する。

(8) プロジェクトの維持管理計画

各管区の VBDC が行うことになる運営・維持管理について、必要な点検・維持管理業務を整理する。

(9) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

イ) 実施時期

ロ) 事業費（総事業費及び内訳）

ハ) 概略の仕様

ニ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

ホ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）

ヘ) 調達監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(10) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(11) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①マラリア患者発見/治療数、②マラリア検査数、③マラリア流行の発生回数、④モニタリング回数、⑤家屋内殺虫噴射回数等を想定している。

(12) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(13) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(14) 準備調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費(無償)積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部

- (2) インセプション・レポート : 和文3部
: 英文10部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文3部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文3部
: 英文10部
- (5) 機材仕様書(案) : 和文3部(ワープロ・コピー)
: 英文10部(ワープロ・コピー)
- (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (7) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 8部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版) 10部及びCD-R3枚
: 和文(簡易製本版) 2部及びCD-R1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R2枚(デジタル画像40枚程)
- (10) 会議記録: 基本設計方針会議、派遣前打合せ会議、現地協議等の記録
(全ての記録については、会議実施後4日以内に提出する)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年3月中旬より第一回現地調査を行い、同年7月上旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2014年9月下旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約5.96M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／感染症対策（2号）
- ② 機材計画（3号）
- ③ 機材調達／積算

3. 参考資料

以下の資料については、JICA図書館にてダウンロード可能。

(<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>)

- (1) マラリア対策計画基本設計調査報告書
- (2) 主要感染症対策プロジェクト・フェーズ1延長終了時評価調査/フェーズ2
詳細計画策定調査報告書

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- ① 団員構成：総括
計画管理
- ② 調査行程：約14日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- ① 団員構成：総括
計画管理
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

認めない。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上